

別記様式第6号

足利市入札適正化委員会議事概要（平成27年度 第1回）

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                |                                                          |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| 開催日及び場所                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 平成27年7月17日（金）<br>午後2時00分～4時00分<br>足利市役所 第一委員会室 |                                                          |
| 委員                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 小林 康昭 委員長<br>森田 作雄 委員<br>岡本 篤典 委員<br>荘司 円香 委員  |                                                          |
| 審議対象期間                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 平成26年10月1日～平成27年3月31日                          |                                                          |
| 抽出案件                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 4件                                             | (備考)<br>総件数 130件<br>一般競争入札 12件<br>指名競争入札 118件<br>随意契約 0件 |
| 一般競争入札                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 1件                                             |                                                          |
| 指名競争入札                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 3件                                             |                                                          |
| 随意契約                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 0件                                             |                                                          |
| 会議の概要<br>(1) 入札及び契約手続の運用状況等について<br>(事務局より説明)<br>◇発言の要旨<br>●委員<br>管財課と上下水道総務課で分かれるのは、今回が最後ということか。次回からは、契約検査課のみということになるのか。<br>○事務局<br>平成27年度の上半期分をご審議いただくときは、契約検査課で入札・契約事務を行うので、一体となった形となります。<br>●委員<br>資料1-1の3. 入札方式について、条件付き一般競争入札を2000万円以上の案件にしたこと及び指名競争入札の指名業者数を変更したことの背景をお聞きしたい。<br>一般競争入札だと、なかなか手を挙げてくれる業者が少ないということなのか。<br>○事務局<br>一般競争入札の方が、参加対象業者は広がる。ただ、一般競争入札は、指名競争入札に比べて、契約に至るまで相当な日数が余分にかかってしまう。公共団 |                                                |                                                          |

体の発注は、単年度予算であるため、4月・5月に発注が手薄になるという実情がある。そのため、指名競争入札を用いて、出来るだけ早い時期に発注を進めて景気対策、あるいは受注の平準化を図っていただきたいというのが、国や県の通達の趣旨であり、足利市としても対応をした結果である。

## (2) 抽出事案の審議

事案抽出の当番委員から抽出理由の説明があり、その後審議に入る。

### ①南部クリーンセンター 粗大ごみ処理施設補修工事

(事務局より説明)

◇発言の要旨

#### ●委員

資料1-1に記載のとおり、最低制限価格は事後公表ということでよろしいですね。

○事務局

最低制限価格は事後公表である。同ページの中段以降に記載してある算定式については公表している。

#### ●委員

かなりの精度で、場合によっては、ほとんどぴったりの価格を推定することは可能ということですね。

#### ●委員

予定価格が事前公表ということは、最低制限価格は89%ありきで算出されるのか。

○事務局

最低制限価格は下限が89%、上限は90%であり、算定式に従って最低制限価格を算出したときに、89%を下回る場合には、89%までかさ上げをする。90%を上回る場合には90%まで落とした価格を最低制限価格として設定している。実際に業者が入札した金額が設定した最低制限価格未満の場合は失格となる。

#### ●委員

業者が計算した結果、89%に満たない価格だった場合は89%まで上げて応札するということか。

○事務局

最低制限価格の下限は89%と公表しているので、業者が積算し、算定式に当てはめて計算した結果、88%となった場合は、最低制限価格は89%であると推定することができる。ですので、89%でぴったり合うのは、想定範囲内であり、余程異常なことではないと考えられる。

#### ●委員

今回の場合は応札した2者がそれぞれ積算して、89%を狙って応札したということである。予定価格も事後公表という自治体もあるが、その場合は今回のようなことは普通ありえない。

●委員

資料1-2の中には落札率が89%を下回るものもあるが、これはどういうことであるか。

○事務局

最低制限価格の設定は、89%で計算したのち万円止めを行って設定している。このため、89%で計算したのち万円止めを行うと、88.9%、88.8%まで落ちることがある。このことも、要領で定め、公表している。

②松田町405号 排水路工事

(事務局より説明)

◇発言の要旨

●委員

事前に予定価格が公表してあり、それに従って応札したということですね。

○事務局

予定価格が上限となるので、それ以下では仕事として厳しいという判断かと思う。そのため、上限いっぱい金額で応札したという形になった。

●委員

4者辞退という説明を聞いて理解した。

●委員

予定価格が事前公表ということで、業者の積算能力がおかしくなってきたのではないか。積算しなくても、予定価格をそのまま入れれば済むと安易に考えている業者もいないわけではない。

③街路樹(高木)剪定工事

(事務局より説明)

◇発言の要旨

●委員

高木についての基準は高さではなく、幹の太さで価格等を決めるのか。

○事務局

街路樹について、歩掛りの積算の基準があり、60cm未満が低木、60cm～3m未満までが中木、3m以上が高木となっている。したがって、今回の工事は3m以上の木の剪定を行ったということである。

●委員

施工期間は決まっているのか。

○事務局

工期は、平成26年10月23日から平成27年2月13日までである。冬の期間の方が木の勢いがないので、冬を選んで行っている。

●委員

街路樹の剪定はよく見かけるが、すべて競争入札で行っているのか。

○事務局

高木・低木の剪定及び街路樹の除草（草むしり）も競争入札で行っている。

●委員

土木や舗装工事の検査は、図面をみて、図面どおり施工されているかなどあるが、剪定工事はどういう基準なのか。

○事務局

毎年剪定を行う木と2年に一度剪定する木があり、前回から伸びた分だけを切る。工期が半年間あるので、工期末に検査を行うと工期当初に切った木が伸びてしまうので、なるべく終わった路線毎に担当者と現場で確認している。

●委員

入札の金額は明細を付けて出すのか。

○事務局

1本当たりの標準剪定値段が県の基準で決まっている。それに本数をかけて予定価格を定めている。県の基準を作るのも、ある程度業者から見積もりを取って決めている。

●委員

職人の場合は、何人が何日入ったからいくらと請求がくるが、公共事業の場合は基準があるということなのか。

○事務局

職人は、木を見て、どんな形にするか、どの辺を切るかを考えるため時間がかかる。今回の街路樹は、形は全く関係がなく、どこまで切るかが問題なので、1本いくらかという費用算定となっている。

●委員

今回の工事が1000万円未満で8者指名の指名競争入札で行われたが、どうやって指名業者を選んでいるのか。

○事務局

今回は造園業を専門でやっている業者を全者指名している。

④管理用道路築造工事

（事務局より説明）

◇発言の要旨

●委員

今回の工事名が管理用道路となっているが、場所は特定できるのか。

○事務局

配水管を布設する工事等は、路線名を付けて発注している。築造工事は、新しく市道に認定するために作る道路なので路線名等がない。そのため、管理用道路という工事名になった。施工場所については、工事概要の中で町名等を表示し明らかにしている。

●委員

抽出理由である、高落札率について、年度末の工事は落札率が高くなると説明があったが、発注時期によって落札率が変動するのか。

○事務局

一般的に年度後半になるにつれ、業者に施工中の工事があると、施工能力等を勘案して受注を控える場合がある。今回の発注が11月末の入札であり、この時期は他の部署が発注する工事も集中している。他の日程の入札でも不調がある時期である。状況をみる中では、年度後半の工事発注ということもあり、落札率が高めになったのではないかと考えられる。

●委員

今回の抽出案件4件の内3件くじになっているが、くじの方法について改めて説明してほしい。

○事務局

(電子くじの方法について説明)

◇まとめ

(抽出事案の入札関係の業務が概ね適正に執行されていたか?)

●委員一同

(概ね適正であったと判断することで異議なし。)